

平成26年第8回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年7月7日（月）午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	14番	森川 正志
15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子
19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	27番	植田 勇一
29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	37番	池本 信秋
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番	井上 清晴	13番	本田多美子	26番	小島 昌文	28番	植田 英男
36番	岩永 幹生						

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	宮田 辰也	次長	二階堂 正一郎				
係長	上村 健也	参事	西山 美和	主査	田川 由香	主任	中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 4 4号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 4 5号	農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 4 6号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 4 7号	事業計画変更承認申請について（4条許可後）
第 4 8号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 4 9号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 5 0号	農用地利用集積計画の決定について
第 5 1号	買入協議を行う旨の通知の要請について

報 告

第 16号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 17号農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） 皆さん、こんにちは。ちょっと時間早いですけども、皆さん揃いですので始めたいと思います。

現在の出席委員さん、38名中、本日は、本田委員、小島委員、岩永委員、植田英男委員、井上委員が欠席ということで、33名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） 会長より御挨拶をいただきまして、引き続き進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございました。議事に入ります前に、今回、大浜町農協より推薦され選任されておりました永田達三委員が、6月15日をもって理事を辞められたことに伴い、新たに大浜町農協より推薦を受け、市長より選任されました松本恒幸さんが、7月より農業委員となられましたので、御本人から御挨拶をお願いいたしたいと思います。

松本委員、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） どうも皆さん、こんにちは。今、委員長のほうから御紹介いただきました大浜の松本でございます。うちが総会が任期ということで、前農業委員であった永田達三さんが理事を下りられましたので、そのあとで理事会の推挙を受けまして、代表である私が今度皆様と一緒に勉強させていただくことになりました。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 令佐君） ありがとうございます。これからよろしく願いいたします。それでは、早速ではあります。議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第44号より議第51号までの59件と、報告第16号から報告第17号までの12件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、丸山委員と田辺委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第44号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第44号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、小島の申請人で、申請物件、小島323-1、田1,836㎡外2筆、計7,587㎡、子どもへの一括贈与であります。

2番、石貫の申請人で、申請物件、石貫1572-3、畑27㎡、相手方の要望と経営拡張による売買であります。

3番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上351、田810㎡外1筆、計2,090㎡、労働力不足、経営拡張による売買であります。

4番、北九州市と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町下前原636、田818㎡、農業廃止、相手方の要望による売買であります。

5番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎194、畑894㎡外1筆、計2,871㎡、子どもへの贈与であります。

6番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島4896-2、田1,089㎡、労働力不足、相手方の要望による売買であります。

7番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島10372-2、田2,413㎡外4筆、計7,243㎡、子どもへの贈与であります。

以上7件、合計の21,725㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても、何ら問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。1番の案件について御説明いたします。

これは子どもさんへの贈与でございまして、子どもさんは施設園芸をされており、許可相当と判断します。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番の取本です。この譲渡人の農地に隣接する畑の27㎡ということで、三角形の小さい面積でございまして。譲受人が耕作するうえで農地の端っこに少し残るものですから、この譲渡人のほうに経営拡張のためにお願いをし、相手方も了承された物件でございまして。譲受人は、みかん、稲作、幅広く農業に携わ

っておられまして、年齢的にも脂の乗りきったころでございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 19番、大野です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人はひとり暮らしで、年齢もかなりとおられましてですね、土地の維持管理をするには大変困難な状況にあります。労働力不足ということで、譲受人はですね、大規模な酪農をしておられて、常時8人を雇っているような大規模な農業であります。そして、常に経営規模拡大に努められておられて、下限面積でも問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。譲渡人は農業廃止、譲受人は相手方の要望ということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 同じく23番、徳井です。譲渡人と譲受人は親子関係で、何ら問題はないと思います。許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○27番（植田勇一君） 27番、植田です。相手方の要望ということですが、本人は施設園芸をされており、下限面積も満たしており、懸念なきものと思っております。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○30番（田上輝行君） 30番、田上です。ごらんのとおりで子どもへの贈与ということで、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第44号については、許可することに決定しました。

次に、議第45号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第45号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、玉東町と天水町の申請人で、申請物件、天水町立花1921、田1,302㎡、労働力不足、経営拡張により、平成26年7月7日より10年間の契約であります。

計1件を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても何ら問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので御提案申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番の説明を担当委員にお願いいたします。どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。1番の案件について説明いたします。

貸人は労力不足で、借人は経営拡張であります。借人は下限面積も満たされており、許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第45号については、許可することに決定しました。

次に、議第46号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第46号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件、滑石1213、田907㎡、相手方の要望と経営拡張により、平成26年7月7日より10年間の契約であります。

2番、大浜町の申請人で、申請物件、大浜町5287-1、畑19,905㎡外

2筆、計39,756㎡、農業者年金受給により、平成26年7月7日より39年の契約であります。

3番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島3970、田4,613㎡、農業者年金受給により、平成26年7月7日より20年の契約であります。

次のページをお願いします。

4番、天水町の申請人で、申請物件、青野1581-6、畑1,196㎡外1筆、計2,364㎡、経営移譲による平成26年7月7日より20年の契約であります。

5番、天水町の申請人で、申請物件、天水町野部田19-1、畑658㎡外19筆、計22,103㎡、経営移譲により平成26年7月7日より20年の契約であります。

以上5件、合計69,743㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので御提案申し上げます。どうぞ、よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。1番の案件についてお答えいたします。

貸人は高齢者ということで、相手方の要望ということでございます。借人は申請地が家のそばということで、オクラとかナスを栽培しておられ、機械等も持っておられますし、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○9番（荒木ひろ子君） 9番、荒木です。2番の案件の説明をいたします。

申請人は親子で、農業者年金受給のための経営移譲でありまして、期間は39年間という長い間ですけど、一人息子さんでもあり、施設園芸、米などを作っておられますので、何ら問題ないと思いますので、許可相当と思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○27番（植田勇一君） 27番の植田です。3番の案件について説明いたします。

農業者年金受給のためであり、下限面積も満たしており、問題なきものと思っております。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番は委員さんが同じでございますので、続けてど

うぞ。

○33番（生田三之利君） 33番の生田です。4番、5番の案件について説明をいたします。

まず4番については、借人は新規就農者でないこと、貸人は孫にあたります。昨年、自宅に帰って親がしていた農業をすることで申請をしております。

また5番についても、父親であり親子関係であります。4番、5番について主に新規就農者ということで、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第46号については、許可することに決定しました。

次に、議第47号、農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第47号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第4条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、寺田409-1、畑378㎡、当初はテナントとして出店予定でありましたが、事業者との契約が白紙になったため、事業計画を変更して共同住宅を建設するものであります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この案件はですね、議第48号の3番と同一なんです。最初、今、事務局からおっしゃられましたように、貸事務所ということで申請をされとったけれども、それが契約は白紙に撤回になったということで、6世帯の共同住宅を今度建設する予定になっております。別に近隣に国道208号線に面しまして、まず、給水はですね、玉名市の上水道を利用し、生活雑排水はで

すね、合併浄化槽を設置し、雨水についてはすね、西側に市道の側溝がありますので、そちらのほうに流水するそうです。見たところ現地はすね、別に問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第4条農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第47号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第48号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第48号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、六田21-4、田210㎡、共同住宅建設による転用であります。

2番、申請物件、大浜町3795-4、田235㎡、農業用倉庫の建設による転用であります。これについては始末書が付いておりますので、あとで朗読をいたします。

3番、申請物件、寺田409-1、畑378㎡、共同住宅建設による転用であります。

4番、申請物件、天水町竹崎494-9、畑92㎡、農業用住宅の建設による転用であります。

以上、4件、合計915㎡を御提案申し上げます。申請内容、農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元農業委員さんの同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番から担当委員の説明をお願ひいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所はですね、六田地区区画整理がなされたところで、鮮ど市場の北側に位置しております。議第49号1番との関連というふうなことで、合わせて共同住宅1棟2階建て4世帯分と駐車場10台分というふうなことで、基盤整備されたというふうなことで市下水道も完備しておりますので、何ら問題はありませんので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番は始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局主任（中根 剛君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、2番の担当委員、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。2番の案件について説明いたします。

申請者は代々農業を営んでおりますが、現在は息子さんが経営の中心をやられております。御多分に洩れずこのところのトマト景気の波に乗り、ハウスも増やされております。そこで当然、現在使っていた農業用倉庫では手詰まりになっており、新しく農業倉庫を建設する計画であります。ただ現在の敷地では不足するため、一部農地を転用することになりました。235㎡の土地に建坪120㎡の倉庫でございます。農業用倉庫であるため汚水は発生せず、雨水は要所要所に雨水枡を設置し、道路側溝に流します。

また、土地の流出、堆積等を防ぐため、周囲をブロックで囲みます。先般、事務局とともに現地調査を行なった結果、周りは第1種農地でもあり、周囲も迷惑をかけないことから、許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 3番、どうぞ。

○事務局長（宮田辰也君） さきほど議第47号で説明されたので、とばします。

○議長（東 令佐君） 4番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番の生田です。4番の案件について御説明いたします。

現在の居住地が借地のために、自身の所有地でないということで、農家住宅と倉庫を建てるというものであります。

生活排水は集落排水を利用して、雨水については前面の道路側溝に流すということになっております。被害等はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と判断しております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用

許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第48号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第49号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(宮田辰也君) 議第49号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、六田21-5、田232㎡、共同住宅建設による転用でございます。

2番、申請物件、松木40-21、田32㎡、宅地拡張による転用であります。

3番、申請物件、立願寺1155-1、畑103㎡外7筆、計1,306.95㎡、4区画の宅地分譲住宅による転用であります。

4番、申請物件、山田889-1、田956㎡、30.19kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

5番、申請物件、築地538-2、畑498㎡、個人住宅建設による転用であります。

6番、申請物件、築地1563-62、畑338㎡、個人住宅建設による転用であります。

次のページをお願いします。

7番、申請物件、伊倉北方2095-2、畑576㎡、39.6kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

8番、寺田1449、畑873㎡外1筆、計1,646㎡、105kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

9番、寺田139-4、畑501㎡外2筆、計536.5㎡、個人住宅建設による転用であります。

10番、申請物件、玉名3098-3、畑24㎡、進入路の転用であります。

11番、申請物件、下小田579、畑827㎡、26.52kwの太陽光発電施設の転用であります。

12番、申請物件、箱谷1403-1、田289㎡、農業用倉庫建設による転用であります。

13番、申請物件、三ツ川4891-1、畑1,101㎡、作業場及び資材置場及び専用住宅建設による転用であります。

14番、申請物件、岱明町上1140-3、畑133㎡、駐車場建設による転用であります。

続きまして、次のページ、15番、岱明町下沖洲858-1、畑276㎡、個人住宅建設による転用であります。

16番、申請物件、岱明町高道323-10、田324㎡、これも個人住宅建設による転用であります。

17番、申請物件、天水町部田見1268-1、畑65㎡、駐車場整備による転用であります。

18番、申請物件、天水町立花1732-1、田284㎡、貸駐車場としての転用であります。

計18件、合計9,444.45㎡、以上を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準に照らしまして、全ての事項ごとに適合するか否を審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元農業委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番から3番まで担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件はですね、48号の1番で御説明いたしました共同住宅を建設するというふうなことで、これも何ら問題ないという判断で、許可相当とお願いいたしております。

2番の案件はですね、六田と松木の大通りというふうなことで、松木地区のこの大通りの北側に位置している所というふうなことで、現在、譲受人の住宅が236㎡というふうなことで、隣接地とのスペースがないというふうなことで、1.5mほどの住宅地の拡張で、これも何ら問題ございませんので、許可相当と判断いたしました。

3番の案件はですね、所在地が八芳園の北西に位置しておりますが、そこに宅地の分譲と指定道路を造るという申請で、南側に市道が隣接をしているというふうなことで、給排水等も問題は何らないというようなことで、北側に農地がありますが、約2mほどの高台ということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4、5、6は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番の西川です。4、5、6につきまして説明いたします。

まず4番ですけれども、これは広域農道沿いに面したところですが、非常に生産性の低い農地と思われます。隣接地には住宅もなくですね、太陽光を作られても別に問題ないと思っております。転用することによって、周囲には何ら問題は生じないと判断し、許可相当と思います。

それから5番の案件ですが、これは貸人と借人は親子の関係ですね、子どもさんの住宅を造るということで、農地を分筆して転用するそうです。ここは下水道は隣接している里道にありましたけれども、上水道は敷地内にボーリングをして供用するということですね。雨水につきましては、集排水枡を使って外に流すということで、これも許可相当と判断いたしました。

それから6番の案件ですが、これも親子の関係ですね。これは市道に接しております、特に上下水は埋設されていますので、それを利用するということと、非常にすぐ隣には今住んでいる小さな家がありますけれども、そこらへんでございますので、何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西でございます。太陽光設置ということでございまして、現地は住宅地のだ真ん中にありますけれども、近隣の許可はとってあるということで、それに対しては問題はないかと思われまます。雨水は自然浸透ということでですね、造成中の被害防除策としまして、ブロックで囲み、土砂の流出、堆積、崩壊を対応するというので、何ら問題はなく許可相当かと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8、9も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この案件はですね、玉名バイパス沿いのちょっと高台にある所の畑地なんですけれども、今、子どもさんが1人でこの請け人のほうの会社に勤められているわけです。お母さんが最近亡くなられて、お父さんも病気で両足を切断されまして、1人でやらにやいかんということで、今のところ農業はどうかなあていう矢先に、会社の社長が、じゃあ俺が太陽光をするということで、これはですね、ここには書いてないけれども売買なんですよ。近隣は民家もなく、別にこれをどうこう言うあれはないし、許可相当と思います。

それから、9番の案件ですけれども、ここはですね、玉名の農免道路沿いなんです。浦島海苔のちょっと高台になっておりますけれども、ここをですね、個人住宅ということで、今、面積がですね、536坪してありますけれども、これは進入道路の面積まで入っております。あとはその雨水はですね、農免道路沿いの側溝へ流して、生活雑排水はですね、合併浄化槽を設置するというので、別に問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10、11番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。10番の案件について説明します。

この10番の案件はですね、倉庫の横にですね、畑として24㎡残っています。市道の横ですね。その奥に住宅があるので、そこを転用して進入路とする計画です。別に雨水も今までどおり市道横の水路に流れていますので、問題はないと思います。許可相当等と判断しました。

11番の案件について説明します。

譲受人はですね、自宅に隣接する雑種地にですね、ソーラーパネル104枚の26.5kwを設置して売電する計画です。申請地は、東が市道で西が自宅、南が私有地、北が住宅となっていますが、事前に了解をとってあります。雨水については、自然浸透と東側の市道の側溝を利用しています。盛土もなく、土砂の流出もないと思われます。現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、12、13も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 17番、鎌本です。12番の案件について説明します。

譲渡人は県外に住んでおられ、実家に帰る予定もなく、譲受人が隣接地であり利便性が高く、土地所有者とも事前に了解を得て、農業用トラクター、管理機、その他農機具の保管場所が必要となったため、289㎡の土地を譲ってもらい、農業用倉庫1棟を建てることにしたものです。雨水は西側にU字溝を入れ、前面南側の市道の側溝に流す。農業倉庫がなかったため何度か盗難に遭ったそうです。調査の結果、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

13番は、申請地は現作業場に近く、その作業場が借地であり、返還の時期がきており、また、住居も老朽化し、利便性も悪く、土地を探していたところ、譲渡人の土地があり、この人は病気がちで農作業もできず、現在も入院中で、この土地を譲ってもらうことにし、住宅は木造瓦葺き平屋建て89㎡、作業場は木造瓦葺き平屋建て72㎡、足場置場駐車場は361㎡、生活給水は、玉名市上水道を使い、雨水については四隅に雨水の浸透枠を設け、これに集水し、その浄水を隣接の市道水路に流す。雨水・生活雑排水は、敷地内に合併浄化槽を設置し、その浄化水を北側水路に流すようにしているそうです。これも許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） はい、次、14どうぞ。

○19番（大野金生君） 19番、大野です。14番の案件について説明します。

転用の目的は、申請人は屋敷が手狭なため、隣接する畑33㎡を購入して屋敷を拡張するものです。北側は農地、西側は農道、南側は民家、東側は譲受人の居宅となっており、住宅この土地は荒れ地で何も耕作されていない土地でした。購入後の

用途については、駐車場2台分と空きスペースの一部を家庭菜園とすることで、付近には迷惑をかけることはありません。給排水計画、雨水・排水は農免道路に側溝がありますので、そこに放流するそうです。被害防除計画、一部低い土地がありますので、土を入れて整地して、ブロック3段設置し、土砂の流出を防ぎます。また、近隣の農地への被害は発生しません。したがって、現地調査の結果、本件は許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、15、16を続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。15番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係です。それで、転用の276㎡に住宅を建てるということです。個人住宅を建てるということです。給排水計画は市の上下水道を使うということです。生活雑排水、雨水、汚水については、雨水は自然排水及び市側溝に流すということです。生活雑排水、汚水は市の下水道に接続されます。被害防除計画、土砂などの流出を避けるため、流れ出る恐れのあるところにはブロックで止めるということです。近くへの被害防除策は、隣接農地はなく、耕作に影響はないと思われます。現地の調査の結果、問題はないと思えます。

それと16番の案件について説明いたします。

これも個人住宅を建てられます。ここは住宅を建てるための区画整備がされているところで、給排水にしても市の上下水道を利用するという事です。別に近隣に迷惑かけるようなこともなく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、17番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。17番の案件について説明いたします。

申請地は部田見の鞆の神という祠のある北側の土地です。この鞆の神には参拝者も結構多く、駐車場がなく路上駐車になっておりますので大変危険ですので、譲渡人の人が無償提供ということで村に寄附されたそうです。そのため、早々に取得して駐車場として利用したいそうです。計画としては、駐車場で車2台分、残りを二輪車4台分程度だそうです。給排水はありませんので、雨水だけは地下浸透だそうです。隣接地の耕作とか被害相当のあれはありませんので、許可相当と思えます。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、18番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。18番の案件について説明します。

譲受人は会社を経営されており、申請地の隣にもう既に業務用の大型車の6台分の駐車場があります。今回はその大型車を使用する従業員のための駐車場です。排水は雨水のみで、北側に面する県道に側溝があります。申請地は、北側、南側は道路に面し、西側は水路に面しているため、農作物への影響はないと思われます。現

地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第49号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第50号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第50号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年7月7日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから18ページまでの22件の集積であります。

18ページをお願いします。

所有権移転2件、11,875㎡、利用権設定19件、36,283㎡、利用権移転1件、1,993㎡、合計22件、50,151㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案申し上げました。どうぞよろしく御審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第50号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第51号、買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第51号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について。

下記の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定と所有権の移転について、あっせんを受けたい旨の申出があったので、農地中間管理機構等を含めた農地調整等を行いました。不調に終わったため、同法第16条第1項の規定により、玉名市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものとする。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

横島町の申請人からあっせんの申出がございました。申出の農地は、横島町の畑19,908㎡です。平成26年6月19日、申出者により公益財団法人熊本県農業公社を交え調整を行ないましたけれども、不調に終わっております。

不調の理由といたしましては、所有者の申出価格が10a当たり98万円ということ。これに対しまして、公社のほうは93万円が妥当だろうということで、結局価格の不一致で不調に終わっております。しかしながら、ここは優良農地であり、認定農業者等に売り渡さなければならない物件ということで、市長に対してあっせんするように申出を要請するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

買入協議を行う旨の通知の要請について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第51号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第16号から報告第17号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告します。平成26年7月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は9件の解約の通知を受理しております。

23ページをお願いします。

報告第17号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。今回は3件の届けを受理しております。盛土による変更であります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。

質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（東 令佐君） 次にその他に移ります。その他、何かございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議ありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（東 令佐君） これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れでした。

-----○-----

閉 会 午後3時01分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年7月7日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 丸山 近信

農 業 委 員 田辺 信之